

災害時における下水道管路等施設の
復旧支援協力に関する協定
(案)

大 府 市

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

災害時における下水道管路等施設の復旧支援協力に関する協定（案）

大府市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する公共下水道及び農業集落排水の管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して、以下のとおり公共下水道については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づき、農業集落排水については、それに準ずるものとして協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定において対象となる施設は、公共下水道及び農業集落排水の各事業により整備された管路等施設とする。

（管理者承認の不要）

第3条 本協定において前条に掲げる施設は、第1条の目的を達成するため、甲の承認を得ることなく工事又は維持を行うことができる。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し次の業務の支援を要請することができる。

（1）応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕等）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の要請に関する甲の連絡窓口は大府市水道部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 前2項に基づく要請は支援内容を明らかにした協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第5条 前条の業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 費用の算出方法については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領」に基づき、実施数量と実態を反映して積算した額をもとに、甲乙協議により決定するものとする。

(報告)

- 第6条 乙は、第4条の業務が終了したときは、すみやかに甲に対し要請協力実施報告書(第2号様式)(以下「報告書」という。)をもって報告を行うものとする。
- 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(協定下水道施設データの提供)

- 第7条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な図面等を、PDF等の電子データにて、乙に提供するものとする。
- 2 乙は甲から提供を受けた電子データを甲の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡又は無断使用してはならない。
- 3 甲は、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(協定下水道施設データの開示)

- 第8条 乙は、第4条に基づく支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し前条の電子データを開示することができる。
- 2 支援出動した乙の会員は、前条の電子データを支援業務又は必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

- 第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

- 第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(違反措置)

- 第11条 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(その他)

- 第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 2月12日

甲 愛知県大府市中央町五丁目70番地

大府市長 岡村 秀人

乙 愛知県名古屋市中村区長筈町1丁目11番地
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会

県部会長 本多 行夫